

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和7年度 第1回伊佐湧水警察署協議会
会 議 日 時	令和7年8月5日 火曜日 午後3時30分から午後5時00分まで
会 議 場 所	伊佐湧水警察署3階訓授室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下7人 2 警察署 署長以下9人
（会議の概要） 1 会議次第 (1) 開会 (2) 委嘱状交付 (3) 会長・会長代理挨拶 (4) 幹部紹介 (5) 管内治安情勢及び業務推進状況 (6) 委員からの意見・要望の提言等 (7) 次回開催日程 (8) 警察署庁舎、道場棟案内 (9) 閉会 2 委員からの意見・要望の提言等 (1) 信号機設置について 【委員】 国道207号線と広域農道（こがねロード）との交差点の交通量が多く、スピードを出す車もいるため信号機を設置出来ないか。 【回答】 御教示の交差点である曾木小学校先の交差点の危険性については、警察署といたしましても認識しております。 委員の皆様には、先ほど、交差点の危険性を認識して頂くために事故の動画を御覧いただきました。 警察署といたしましても危機感を持っておりまして、横断歩道や停止線の補修については既に上申していますが、なかなか着手されていない現状であるため、先日、担当係員において、手作業で停止線を引き直しました。 また信号の設置につきましては、信号機の設置基準である主道路の交通量の最も多い1時間の往復交通量が、300台以上であるという基準に達していないため、信号機の設置が難しいというのが、現状でございます。 ただし、信号機の設置が困難であることを理由に、放置することはできないので、先般、路面に対する強調表示、赤ラインの引き直しを伊佐市の担当である林務耕地課に依頼したところです。 引き続き、道路管理者である伊佐市と連携して、道路環境の改善に努めていく所存です。 (2) 単身者の孤独死対応について 【委員】 警察は単身者の孤独死を発見した際どのように対応しますか。 【回答】 孤独死を発見し、又は届出を受けたときは、検視を行います。 検視とは、死体の身元特定と、死因（死亡した原因）が犯罪に起因するかどうかを判断するために、死体の状況を調べることです。 検視にあたっては、遺族の心情に配慮して、丁寧に説明を行い、死体や着衣の状況、現場の状況、貴重品や所持品の状況、遺族に対する事情聴取、病院への事情聴取、CTや簡易検査などを実施し、事件性の判断を行います。 検査の結果、事件性が疑われたり、死因を明らかにする必要がある場合は、解剖を行います。 検視を終えると、死体を遺族等へ引き渡すことになります。 また、身元が明らかにならなかった場合等は、市町村長へ引き渡す場合もあります。	

(3) 暴力団と反社会的な方の対応・相談について

【委員】 暴力団と反社会的な方への対応方法はどうすればいいですか。

【回答】 暴力団との対応要領については

毅然とした対応

信念と気迫

冷静な対応

を持つことが大事です。

暴力団に対応する上で最も重要なことは、毅然とした態度を持つことです。

必要以上に恐れる必要はありません。

暴力団には屈しないという強い信念と、対決する気迫を持って対応することが大切です。

暴力団は挑発して失言を誘ったり、言葉尻を捉えて徹底的に非難したり、無理難題を押し付けてきます。挑発に乗らずに冷静に対応することが大切です。

暴力団は、皆様の毅然とした対応を恐れており、自分が住む町に「暴力団は必要ない」という強い信念と勇気を持って

暴力団を恐れない、暴力団を利用しない、暴力団に金を出さない、暴力団と交際しない

ようをお願いいたします。

今後、暴力団に関する相談等があれば、決して一人で解決しようと思わずに、ささいなことであっても遠慮なく警察署に相談して下さい。

(4) 事業者に対するアドバイスについて

【委員】 事業者に対して交通事故防止に関するアドバイスはありませんか。

【回答】 昨年の県下の交通事故の現状を見ますと、安全運転管理事業所に関する事故が332件発生しており、不幸にも11名の方が命を失っておりますが、この事故件数に使用台数5台未満の事業所が含まれていないため、実際にはもっと多くの業務中、通勤中の交通事故が発生しています。

この現状を鑑み、警察署では、企業や団体、地域コミュニティに対する継続的な交通安全講話や、一定期間の無事故無違反を目指すセーフティチャレンジへの事業所規模の参加を呼びかけることで、事業者の方の交通安全に対する意識を醸成し、交通事故の防止につなげています。

【委員】 場所によって交差点に照明がほしい場所がある

【回答】

交差点に設置する局部照明があれば、その交差点を横断・通過する歩行者や車両の視認性が飛躍的に向上するため、交通事故の防止を大きく貢献することになります。

警察署と致しましても、交通事故の原因となりかねない環境を排除したいとの思いは、委員と同じです。

局部照明の設置が必要と判断できる箇所については、発見の都度、道路管理者である県や役場に設置の要望をしているところではあります。

(5) 見回り・声掛けについて

【委員】 警察官の見回り・声掛けはどうようにしているのか。

【回答】 地域課には「自動車警ら班」「交番」「駐在所」が配置され、主に初動警察活動に従事しており、その中で、地域警察活動における

・管轄内のパトロール

・巡回連絡

・立ち寄り所警戒

を通じて、見回り声掛けを実施しているところです。

なお、「立ち寄り所警戒」というのは

コンビニエンスストア、各級学校、金融機関、重要防護施設

等を巡回・警戒し、関係者に対する声掛け、防犯指導等を実施する活動になります。

また、地域課においては、朝夕の交通立哨、通学時間帯の見守り活動を通じた見回り・声掛けも併せて実施しているところです。

備 考